

○ 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準

制定 平成 10 年 6 月 1 日
最近改正 令和 4 年 3 月 31 日

(目的)

第1条 この基準は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額（以下「予定価格算出基礎額」という。）は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合算した額とする。

(設定の基準)

第3条 最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる額の合計額に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（1）とする。ただし、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（2）を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（2）に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（3）とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（4）に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（4）に 1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（5）とする。

ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、契約ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額（6）とする。

(端数処理)

第4条 前条の（1）から（6）に掲げる価額の端数については、その額が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(適用除外)

第5条 工事請負契約における予定価格の事前公表（試行）に関する要綱の対象となる契約については、この基準を適用しない。

附 則

この基準は、平成 10 年 6 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1 この基準は、平成 26 年 1 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 28 年 7 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年 7 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この基準は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。